

災害BCP
自然定
自想

全建が中小向け手引

関東整備局の認定基準もクリア

全国建設業協会（全建）は、中小

・中堅建設会社向けに、災害発生に備えたBCP

（事業継続計画）のガイ

ドライン「災害時事業継

続の手引き」を策定した。

地震などの自然災害が発

生した際、応急復旧の最

前線に立つ地域の建設会

社が円滑に活動できる体

制を整えられるよう、会

員各社のBCP作成を後

押しするのが狙い。ガイ

ドラインに沿ってBCP

を策定すれば、国土交通

省関東地方整備局が導入

した建設会社の事業継続

力の評価認定基準を十分

クリアできるとしてい

る。

ガイドラインでは、関

東地方整備局が07年12月

に公表した「建設会社の

ための災害時の事業継続

簡易ガイド」に沿い、主

に地震災害を想定してB

CP作成のポイントなど

を解説した。

簡易なBCPとして、

▽緊急対応計画の作成、

部署ごとのマニュアルの

準備▽事前対策の実施計

画作成とその実施▽訓練

・維持改善計画とその実

施の3項目を明文化す

るよう促し、災害が発生

しても事業継続が可能な

体制整備の方法を10段階

に分けて詳説している。

緊急対応計画は、災害

発生直後から時間の経過

に沿って自社が行うべき

対応を整理。指揮命令系

統、組織体制、緊急連絡

先、部署ごとの対応指針

を明記した。

事前対策の実施計画で

は、緊急対応の着実な実

行に不可欠な事前対策の

内容などを明らかにして

いる。訓練計画を定めて

災害発生に備えた意識を

高め、その結果を評価し

て各計画の改善につなげ

る。策定した計画・指針

をアラッシュアップし、

定期的に見直すことも促

す。

地域の建設会社は災害

発生時、行政と連携して

救援や復旧にいち早く対

応する役割を期待されて

いるため、万が一の場合

にも自社の業務を継続で

きる準備を整えておくこ

とが不可欠になっている

る。

関東地方整備局は、各

建設会社が策定したBC

Pの内容を評価し、災害

時の基礎的な事業継続力

を認定する制度を導入。

経営事項審査（経審）や

総合評価方式の入札での

加点も視野に入れてい

る。

全建は、ガイドライン

に沿ってBCPを策定す

れば、同整備局が求める

事業継続力の水準を十分

クリアできるとしてい

る。他の地方整備局でも

建設会社のBCPの作成

を促す取り組みが出てお

り、全建は傘下の都道府

県建設業協会を通じて全

会員企業にガイドライン

を提供。地域の安全安心

を守る企業として、BC

Pを作成するよう強く求

める考えだ。